平成２１年３月１９日

各県立学校事務長 殿

経理係長

同窓会等により設置した空調等の電気料の積算方法等について（通知）

このことについては，別添写しの通知（平成１５年８月７日付け鹿教総第１６１号）により取り扱ってきているところですが，積算方法等に一部不統一が見られましたので，平成２１年４月以降は下記のとおり取り扱うこととしましたので，事務処理に誤りのないようお願いします。

なお，消費税については，従来は外税で算定していましたが，今後は，内税で算定するよう改めました。

また，同窓会等設置の空調設備以外に係るその他の使用許可に係る電気料については，財産管理課が定める方法により積算するよう併せてお願いします。

記

１　同窓会等設置空調に係る電気基本料相当額の積算方法

$$\text{請求書の基本料金〈消費税込み〉} \times \frac{\text{請求書における契約電力の生じた月の子メーター月間消費量}}{\text{請求書における契約電力の生じた月の親メーター月間消費量}}$$

※1 計算により，１円未満の端数が生じた場合は，端数は切り捨てる。
　2 契約電力は，実績最大需要電力となる。

２　同窓会等設置空調に係る電力量料金の積算方法

（請求書総額〈消費税込み〉－請求書の基本料金〈消費税込み〉）÷親メーター月間消費量＝単価/kWh

単価/kWh × 子メーター月間消費量

※1 単価は，小数点第２位未満は切り捨てる。
　2 計算により１円未満の端数が生じた場合は，端数は切り捨てる。

３　空調以外のその他の使用許可に係る電気料の積算方法（財産管理課通知参照）

請求書総額〈消費税込み〉÷親メーター月間消費量＝単価/kWh

単価/kWh × 子メーター月間消費量

※1 単価は，小数点第２位未満は切り捨てる。
　2 計算により１円未満の端数が生じた場合は，端数は切り捨てる。

写

鹿教総第１６１号
平成１５年８月７日

各高等学校長　殿

総　務　課　長

同窓会等設置の空調設備に係る電気料について（通知）

このことについては，下記のとおり取り扱っておりますので，設置してある学校は，適正に処理してください。
また，今後配置を検討している学校については参考にしてください。

記

1　同窓会等で負担する電気料は，普通教室等に設置した空調設備を対象（同窓会館等は除く。）とし，子メーター設置により算出した電力量料金と電気基本料相当額の合算とする。

2　同窓会等で負担する電気基本料相当額は，九州電力（株）から送付される毎月の電気料金請求書（以下「請求書」という。）を基に，次のとおり算定するものとする。

$$\text{同窓会等負担の電気基本料相当額} = (\text{請求書の基本料金} - \text{請求書の力率修正額}) \times \frac{\text{請求書における契約電力の生じた月の子メーター電力量}}{\text{請求書における契約電力の生じた月の総電力量}} \times 1.05$$

（注意）
1　計算により１円未満の端数が生じた場合は，端数は切り捨てる。
2　契約電力は実績最大需要電力となる。

3　同窓会等で負担する電気基本料相当額は，次回契約電力が変更になるまで（最長１年）毎月同額となり，契約電力が変更になった際，上記２により再度算定することとなる。

平成１６年３月１５日

各高等学校事務長　殿

写

経理主幹

同窓会等設置の空調設備に係る電気料について（通知）

平成１６年３月５日付けで総括管理者（出納長）から「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準の見直し及びこれに伴う関係通知等の改正について（通知）」がありましたが，同窓会等設置の空調設備に係る電気料電気料については下記に基づき従来のとおり取り扱ってください。

記

１　同窓会等設置の空調設備に係る電気料電気料の取扱い
　平成１５年８月７日付け鹿教総第１６１号通知のとおり

２　参考
（１）行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定について（通知）
　３　上記の規定にかかわらず，各財産事務管理者において，申請書の使用状況等を考慮して，合理的かつ適正な算定方法があると判断する場合は，それにより徴収することとして差し支えないこと。
（２）庁舎管理課の通知に基づいて算定すると，「使用実績に応じて」夏季の空調使用期間だけ基本料を徴収することとなり，従来１年間基本料を徴収していた取扱いに比較して，県費の支払いが多くなる。

《参考》

H16.3.5付け改正後

4　「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定について」（昭和59年３月10日　各財産管理者　各財産事務管理者あて　総括管理者（出納長）通知）の改正

改　　正　　案

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定について（通知）

行政財産の使用許可を受けた者（申請者）が，当該申請場所において使用する電気，水道及びガスの使用料（光熱水費）の算定及び徴収については，下記により取り扱うこととしたので，適切に処理するようにしてください。

記

1　光熱水費は，原則として申請者に計量器（メーター）を設置させ，次の方法により算定及び徴収等を行うこと。

(1) 申請者が親メーターを設置した場合

申請者が電気，水道又はガスの供給業者と直接契約を結び，親メーターを設置した場合は，当該契約に基づいて申請者から直接供給業者に当該料金を支払わせること。

(2) 子メーターを設置した場合

県が供給業者と契約する親メーターに子メーターを接続して使用させる場合は，その使用実績に応じて次の算定式により算定した額を申請者から徴収すること。

$$\text{光熱水費（月額）} = \text{当該親メーターにより県が支払う光熱水費の月額} \times \frac{\text{当該子メーターによる光熱水の月間消費量}}{\text{当該親メーターによる光熱水の月間消費量}}$$

2　メーターの設置が困難な場合（配線（配管）上の都合等により子メーターの設置に多大の経費を要する場合等）については，申請者の使用の状況等を考慮し，別紙「光熱水費の算定方法」により算定した額を申請者から徴収すること。

（注）　１の「当該親メーターにより県が支払う光熱水費の月額」及び２の別紙「光熱水費の算定方法」の「親メーターの過去１年間の光熱水費の総額」は，基本料金，従量料金及び消費税額の合計額である。

3　上記の規定にかかわらず，各財産事務管理者において，申請者の使用状況等を考慮して，より合理的かつ適正な算定方法があると判断する場合は，それにより徴収することとして差し支えないこと。

4　その他

(1) 本通知による光熱水費の算定は，平成16年４月１日から適用する。

(2) 昭和61年１月９日付け総括管理者通知，平成12年11月１日付け総括管理者通知及び平成元年７月31日付け管財課長事務連絡は廃止する。